

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年5月26日（令和7年（行個）諮問第133号）

答申日：令和8年6月10日（令和8年度（行個）答申第50号）

事件名：本人に係る「使用者による障害者虐待に係る対応部署決定通知」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年1月16日付け神個開第6-1247号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

今回の開示請求の理由として「会社からの虐待があったか」と「労働局が会社に対して措置をされたか」の確認をするためであり、その結果によって訴訟用の資料としても利用したいと思っているが、その部分が全箇所にもマスキングされているため分からない。

部分開示の範囲を広げる、または全開示とし最低でも「虐待の有無」「行政指導の内容」が分かる様にして新たに開示書類をいただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年12月19日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁は、令和7年1月16日付け神個開第6-1247号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、

同年2月21日付け（同月25日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるため、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の③の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名、職名が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の④の不開示部分には、特定法人の主張内容が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法78条1項3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①並びに文書番号2②及び⑤の不開示部分には、特定法人の主張内容等の情報が含まれている。これらの情報は、開示することにより、法人等の関係者が労働局に対し事実を述べることや関係資料を提出することなどについて非協力的となるなど、障害者雇用促進法等関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法78条1項7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」において、内容を確認したい部分がマスキングされている旨記載しているが、法に基づく開示請求については、法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断するものであり、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記(2)で述べたとおりであるため、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるため、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月9日 審議
- ④ 令和8年5月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示するとし（別表の（注）2に掲げる部分）、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）法78条1項2号該当性について

通番3の不開示維持部分は、「使用者による障害者虐待に係る事案に係る報告文書及び関連資料」の一部である事情確認・聴取票に記載された事情聴取の対象者職氏名である。

当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）法78条1項7号柱書き該当性について

通番1の不開示維持部分は、「使用者による障害者虐待に係る対応部署決定通知及び神奈川県への通報文書並びに関連資料」の一部である処

理経過に記載された行政内部の判断等であり、通番 2、通番 4 及び通番 5 の不開示維持部分は、使用者による障害者虐待に係る事案の報告文書の報告概要に記載された行政内部の判断等及び関連資料の一部である事情確認・聴取票（続紙を含む。）の記載である。

当該部分を開示すると、障害者虐待事案の処理に係る過程の詳細や対応方針が明らかになる、又は特定法人から確認した内容が明らかとなり、特定法人を始めとする事業主等が事実確認等に関して非協力的となるなど、障害者の雇用の促進等に関する法律等関係法令に基づく指導等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、通番 4 については、同項 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同項 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同項 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第 3 部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

本件請求保有個人情報記録された文書

私が2022年頃神奈川労働局特定部に対して、特定株式会社に係る障害者虐待について通報した際に作成・収集された文書全て

別表

1 文書名等		2 不開示部分		
文書名	頁	該当部分	法 7 8 条 1 項各号 該当性	通番
文書 1 使用者による障害者 虐待に係る対応部署 決定通知及び神奈川 県への通報文書並び に関連資料	1 ないし 1 2	① ・ 3 頁「【参考事項】」 欄 2 行目 2 6 文字目ない し 3 4 文字目 ・ 5 頁「4 その他」欄 2 9 文字目ないし 3 3 文 字目 ・ 1 1 頁「年・月・日」 欄が「5・4・26」の 6 行目 3 1 文字目ないし 7 行目 3 9 文字目、1 0 行目 2 5 文字目ないし 3 3 文字目	法 7 8 条 1 項 7 号 柱書き	1
文書 2 使用者による障害者 虐待に係る事案の報 告文書及び関連資料	1 3 ない し 2 0	② ・ 1 3 頁「1 報告概 要」欄 5 行目 9 文字目な いし 1 6 文字目、8 行目 6 文字目ないし 1 4 文字 目 ・ 1 5 頁「1 報告概 要」欄 5 行目 9 文字目な いし 1 6 文字目、8 行目 6 文字目ないし 1 4 文字 目	法 7 8 条 1 項 7 号 柱書き	2
		③ 1 7 頁「様式 4（事情確 認・聴取票）事情確認・ 聴取票」の「聴取の対象 者職氏名」欄、本文 3 行 目 1 5 文字目ないし 2 1 文字目	法 7 8 条 1 項 2 号	3
		④	法 7 8 条	4

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 17頁「様式4（事情確認・聴取票）事情確認・聴取票」の本文8行目ないし10行目、本文13行目及び14行目、16行目ないし22行目 ・ 19頁「事業確認・聴取票」続紙1行目ないし15行目、17行目及び18行目 	1項3号イ及び7号柱書き	
			⑤ 17頁「様式4（事情確認・聴取票）事情確認・聴取票」の本文4行目12文字目ないし20文字目、本文11行目及び12行目	法78条5 1項7号柱書き	
文書3	相談者提出資料	21ないし30	なし	—	—

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
2 本件対象保有個人情報のうち、諮問庁が新たに開示することとしている以下の部分を含まない。

文書番号	文書名	頁	追加開示部分
文書1	使用者による障害者虐待に係る対応部署決定通知及び神奈川県への通報文書並びに関連資料	1ないし12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9頁「労働相談票（使用者による障害者虐待）」の「事業所に関する事項」「担当者職氏名」欄 ・ 10頁「使用者に関する事項」「使用者名」欄